

議案第 47 号「平成 30 年度飯田市介護保険特別会計予算（案）」に対する
附帯決議

平成30年度飯田市介護保険特別会計予算の執行及び同予算編成の積算根拠となった第7期介護保険事業計画の実施にあたり、下記事項について、十分な配慮をされたい。

記

- 1 高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者の割合がこのままで推移すれば、介護保険料の更なる上昇は避けられない。高齢者の健康づくりのため、介護予防を強力に推進することがこの事業計画の要である。

そのため、介護予防事業を進めるにあたっては、多岐に亘る高齢者の実態を把握したうえで取り組むこと。

また、介護予防に向けて、介護保険対象年齢になる前からの健康づくり、高齢者のスポーツ推進、地域での交流など幅広い分野における対策が望まれる。現在携わっている長寿支援課、保健課だけでなく、介護予防に関連する他の部局とも連携し事業を推進すること。

- 2 平成27年第1回定例会において附帯決議した、「介護予防事業と認定者数の効果を分析し、それを生かした地域包括ケアシステムの改善につなげる仕組みを導入すること」、また「生活圏域ごとの成果イメージを明示し、市民に明らかにすること」を実施すること。

- 3 第7期介護保険事業計画期間中は、介護老人福祉施設の増床を見込まないことから、要介護3以上の在宅待機者が常時100人程度存在することが想定される。

よって、計画期間中に予定する地域密着型サービスの施設整備などを確実に進めること。またその際、生活圏域ごとの適切な場所に配置がなされるよう必要な措置を行うこと。

以上、議案第 47 号「平成 30 年度飯田市介護保険特別会計予算（案）」につき附帯決議する。

平成 30 年 3 月 12 日

飯田市議会社会文教委員会